

様式12



令和 6年 6月 28日

茨城県知事 殿

茨城県つくば市大角豆字トノシ 1807-1
医療法人社団 桜水会
理事長 西川 毅
電話 029 (855) 0355

決算 届

令和5年 4月 1日から 令和6年 3月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

様式 12

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。（ただし、10及び11は社会医療法人に限る。）

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

- (注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項（組合等登記令（昭和39年政令第29号）の変更登記が必要である。

事業報告書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人社団 桜水会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄のを塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県つくば市大角豆字トウノシ 1807-1 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 63 年 6 月 27 日

(4) 設立登記年月日 昭和 63 年 7 月 11 日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	西川 毅	
常務理事	西川 香織	
理事	田中 めぐみ	
同	三ツ井 準一	筑波病院管理者
同	廣瀬 敏樹	柏田診療所管理者
同	高田 維久子	介護老人保健施設豊浦管理者
同	田幡 雅裕	外科・内科 天の橋立管理者
同	神津 義男	
監事	沼田 真一	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

[別紙]
様式1

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	筑波病院	医療機関コード 2010304	茨城県つくば市大角豆 1761番地	一般病床 199 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	柏田診療所 【市 (町、 村)から 指定管理 者として 指定を受 けて管 理】	医療機関コード 1910470	茨城県牛久市上柏田二 丁目 39-1 番地	一般病床 19床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人保健施設	介護老人保健施設 豊浦	介護事業所番号 0852080043	茨城県つくば市神郡 2013-1 番地	入所定員 100 名 通所定員 30 名
診療所	外科・内科 天の橋立	医療機関コード 0312538	茨城県土浦市天川二丁 目 1008-647 番地	一般病床 19床

[別紙]
様式1

	【市 (町、村) から指定管 理者として 指定を受け て管理】	介護事業所番号 0810312538		療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
--	--	-----------------------	--	---

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
桜水会訪問看護ステーション	茨城県つくば市大角豆 1761 番地	
桜地域包括支援センター 【つくば市から委託を受けて 管理】	茨城県つくば市大角豆 1806-3 番地	
柏田診療所 デイケア	茨城県牛久市上柏田二丁目39-1 番地	
チャイルドルーム	茨城県つくば市大角豆字宮前 1745-5 番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務 (社会医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和5年 4月 5日 運転・設備資金の借入の件
 令和5年 5月 20日 令和4年度決算の決定
 令和5年 5月 20日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定
 令和5年 5月 20日 令和5年度の借入金額の最高限度額の決定
 令和5年 11月 27日 不動産売買取引承認の件

〔別紙〕
様式1

令和5年11月30日 理事の就任の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 2

法人名 医療法人社団 桜水会
 所在地 茨城県つくば市大角豆字トウノヅ1807-1番地

※医療法人整理番号			2	1	5
-----------	--	--	---	---	---

財産目録
 (令和 '6年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	2,857,588 千円
2. 負 債 額	1,977,266 千円
3. 純 資 産 額	880,322 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,030,102
B 固 定 資 産	1,827,486
C 資 産 合 計 (A+B)	2,857,588
D 負 債 合 計	1,977,266
E 純 資 産 (C-D)	880,322

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(■法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 桜水会
所在地 茨城県つくば市大角豆字トノシ1807-1番地

※医療法人整理番号 2 1 5

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,030,102	I 流動負債	433,096
現金及び預金	577,488	支払手形	
事業未収金	408,179	買掛金	97,579
有価証券		短期借入金	133,069
たな卸資産	32,709	未払金	153,707
前渡金		未払費用	
前払費用	9,962	未払法人税等	596
その他の流動資産	1,764	未払消費税等	1,981
II 固定資産	1,827,486	前受金	
1 有形固定資産	1,628,558	預り金	42,310
建物	938,184	前受収益	
構築物	31,900	〇〇引当金	
医療用器械備品	45,071	その他の流動負債	3,854
その他の器械備品	49,944	II 固定負債	1,544,170
車両及び船舶		医療機関債	
土地	562,272	長期借入金	1,541,170
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	1,187	〇〇引当金	
2 無形固定資産	29,464	その他の固定負債	3,000
借地権		負債合計	1,977,266
ソフトウェア	15,617	純資産の部	
その他の無形固定資産	13,847	科 目	金 額
3 その他の資産	169,464	I 出資金	
有価証券	2,000	II 積立金	880,322
長期貸付金	92,680	代替基金	
保有医療機関債		設立等積立金	980,244
その他長期貸付金	92,680	繰越利益積立金	△ 99,922
役員等長期貸付金		III 評価・換算差額等	
長期前払費用		その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産	26,678	繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	48,106	純資産合計	880,322
資産合計	2,857,588	負債・純資産合計	2,857,588

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 桜水会
 所在地 茨城県つくば市大角豆字ゆノコシ1807-1番地

※医療法人整理番号			2	1	5
-----------	--	--	---	---	---

損 益 計 算 書
 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,209,162
2 事業費用		
(1) 事業費	2,150,354	
(2) 本部費	219,942	2,370,296
本来業務事業損失		161,134
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		313,261
2 事業費用	370,435	
附帯業務事業損失		57,174
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		218,308
II 事業外収益		
受取利息	10	
その他の事業外収益	18,847	18,857
III 事業外費用		
支払利息	11,002	
その他の事業外費用	2,188	13,190
経常損失		212,641
IV 特別利益		
固定資産売却益	29,701	
その他の特別利益	50,272	79,973
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	1,285	1,285
税引前当期純損失		133,953
法人税・住民税及び事業税	596	
法人税等調整額		596
当期純損失		134,549

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 桜水会
 所在地 茨城県つくば市大角豆字トノコシ1807-1番地

※医療法人整理番号

			2	1	5
--	--	--	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

[Redacted text block]

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人社団 桜水会
理事長 西川 毅 殿

私（注1）は、医療法人社団 桜水会の 令和 会計年度（ 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和6年6月20日
医療法人社団 桜水会
監事 沼田 真一

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。